

兵庫県立大学看護学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学看護学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号）第4条に規定する専決事項として看護学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本学部は、豊かな人間性の形成により生命の尊厳を基調とした倫理観を身につけ、社会の人々に信頼される高い看護の専門的知識・実践力を有し、地域や国際社会の保健・医療・福祉の課題に柔軟に対応できる看護職の育成を目的とする。

(授業科目)

第4条 授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目とする。

(全学共通科目)

第5条 全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第1に定めるところによる。

(専門関連科目)

第6条 専門関連科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

(専門教育科目)

第7条 専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。

2 専門教育科目のうち、先修条件に示す対象科目については、履修に先立って指定された授業科目の単位を修得しなければならない。

(教職課程科目)

第8条 教職課程科目に係る授業科目、単位数、その他履修に関する事項は、別表第4に定めるところによる。

(防災教育科目)

第9条 防災教育科目（以下「防災教育科目」という。）に係る授業科目名、単位数その他履修に関する事項は、別表第6に定めるところによる。

(単位の計算)

第10条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門関連科目、専門教育科目及び教職課程科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習、実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学年の所定の期日までに履修願を学務所管課に提出しなければならない。

- 2 履修願は次の各号の規定を遵守のうえ、提出しなければならない。
 - (1) 同一科目が複数のクラスに分かれて開講されている場合は、指定されたクラスで履修しなければならない。
 - (2) 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。
 - (3) 履修願提出後は、原則、授業科目を変更又は取り消すことはできない。
- 3 各学年において履修登録できる科目の単位数は、55単位を超えないものとする。ただし、助産師養成課程、教職関連科目及び副専攻に係る授業科目については、この限りではない。

(他学部の授業科目の履修)

- 第12条 学生は、他学部の授業科目の履修をしようとするときは、他学部授業科目履修許可願(様式第1号)を学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。
- 2 学部長は、前項の規定により、他学部の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係学部長に協議しなければならない。
 - 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第13条 学部長は、学則第15条第1項の規定による既修得単位の認定について、教授会の意見を聴いた上で決定する。
- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、学則第14条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第1から別表第3までに定める卒業所要単位数に算入することができる。

(転学)

- 第14条 学則第24条第1項の規定により、他の大学に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。
- 2 学則第24条第2項の規定により、本学部にて転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部)

- 第15条 他学部にて転学部を希望する者は、所定の期日までに転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

- 第16条 本学部への転学部を志望する者があるときは、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、選考し、許可することができる。
- 2 本学部への転学部に係る許可の要件は、在学年限を4年以上有し、他学部において62単位以上を修得していることとする。
 - 3 転学部の受入年次については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。
 - 4 転学部を許可された者の既修得単位については、教授会の意見を聴いた上で、学部長が60単位を超えない範囲で本学部において修得したものとみなすことができる。

(試験)

- 第17条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。
- 2 試験は原則として前期末と後期末に行う。
 - 3 学生は、第11条により履修手続きした授業科目についてのみ、試験を受けることができる。
 - 4 出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない者は、原則として受験を認めない。
 - 5 不合格者に対する再試験は行わない。

(成績)

- 第18条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。
- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
 - (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
 - (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 単位互換・他大学・他学部科目・英語研修・グローバル教養海外実践の評価は認定をもって表す。

(再履修及び再受験科目)

第 19 条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が、翌年度においてその授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修願を提出し、原則として履修しなければならない。ただし、授業科目によって翌年度以降にその試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがある（以下、この授業科目を「再受験科目」という。）。

- 2 再受験科目の取り扱いをする授業科目は、毎年度の初めにこれを示す。

(卒業)

第 20 条 学生は、卒業するためには、別表第 1 から別表第 3 までに定める卒業所要単位数以上を修得しなければならない。

(養護教諭一種免許状授与の所要資格の取得)

第 21 条 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)による養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令 27 号)に基づき、前条に規定するもののほか、第 8 条に定める教職課程科目単位を修得しなければならない。

(助産師国家試験受験資格の取得)

第 22 条 助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第 20 条に規定するもののほか、別表第 5 に定める助産師養成課程科目単位を修得しなければならない。

(防災教育ユニットの登録及び修了認定)

第 23 条 平成 29 年度以前に入学した学生は防災教育ユニットに登録することができる。防災教育ユニットには「特別専攻」と「一般専攻」の二つの専攻を置く。各専攻の専攻生の登録等については、別に定める。

- 2 防災教育科目について、別表第 7 に定める単位以上を修得した前項に規定する各専攻の専攻生に対して、防災教育ユニットの修了証を交付する。
- 3 前項の規定により交付する修了証は、様式第 2 号のとおりとする。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、看護学部で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に当該学部で在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 25 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学部規則(兵庫県立大学看護学部規程第 1 号)の規定の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、新たな授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

附 則 (平成 26 年 2 月 18 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年度の入学者については、従前の定めるところによる。
- 3 平成 25 年度の入学者が新規程の科目、単位を履修した場合は、旧規程の科目、単位を修得したものとみなす。

附 則 (平成 27 年 3 月 18 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成 25 年度及び平成 26 年度の入学

者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 第 11 条の 3 は、平成 28 年度入学生より適用する。
- 2 別表第 2 に定める「コミュニティー・プランナー実践論」「コミュニティー・プランナー・フィールドワーク演習」については平成 26 年度入学者より備考欄を適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 19 日改正）

附 則（平成 29 年 2 月 15 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

1 改正後の別表は、平成 29 年度入学者より適用する。

（施行期日）

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

1 改正後の別表は、平成 30 年度入学者より適用する。

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正後の別表は、平成 31 年度入学者より適用する。
- 2 第 4 条の規定に関わらず、平成 29 年度以前に入学した学生にあつては、授業科目は、全学共通科目、専門関連科目、専門教育科目、教職課程科目及び防災教育科目とする。
- 3 平成 30 年度以前に入学した者の成績については、第 18 条第 1 項第 3 号及び同条第 4 項の規定に関わらず、なお従前の例による。